

第 31 期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

法人の全体的な事項

当法人は、中小企業に働く勤労者とその家族に対し、中小企業が実施しがたい総合的な福祉事業を行うことにより、これらの中小企業勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与するため、平成4年に財団法人として設立され、平成20年12月の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成23年4月1日から公益財団法人へと移行し、令和4年1月に設立30年を迎えた。

令和3年度末の加入状況は、300事業所、会員数3,237人であり、前年度末との比較では、事業所数は13事業所の減、会員数は7人の増となっている。

また、勤労市民センターについては、平成10年度から管理委託を受諾し、平成18年度からは指定管理者として施設の管理運営を行い、4期目の初年度の指定管理業務を行った。

事業概要

当法人は、中小企業勤労者が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるよう、また勤労者及び市民の文化等の向上に資するため、次の3つの主要事業を実施した。

なお、今期も新型コロナウイルス感染症により、福利厚生事業と勤労市民センター管理運営事業において影響を受けた。

1. 福利厚生事業

中小企業の勤労者とその家族の生活安定及び生きがいのある豊かで充実した生活に資するため、慶弔共済事業及び生涯学習通信講座や宿泊施設、健康診断費用の一部助成、趣味、レジャー施設、スポーツ施設、ショッピング等の割引利用などの福利厚生事業（生活安定事業、健康維持増進事業、自己啓発・余暇活動事業、情報提供事業、共済給付事業）を実施した。

2. 特定退職金共済事業

単独では退職金制度をもつことが困難な中小企業の事業所に対し、企業におけ

る雇用の安定、従業員の勤労意欲の向上及び退職後の生活基盤の安定など福祉の向上を図るため、所得税法施行令第73条の適用を受ける団体として特定退職金共済事業を実施した。

また、制度の安定的運用を図るため、利率改定を含めた見直しを実施した。

3. 勤労市民センター管理運営事業

船橋市の指定管理者として、勤労市民センターの会議室、ホール等について、公平な運営と利用者の平等な利用の確保等に重点をおきながら、適正かつ効率的な運営に努めた。またサービス向上及び利用促進策として、利用者から要望の多かった地下2階エリアの通信環境を改善し、緊急時にも対応できる環境を整えるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新たな働き方に対応するため、勤労者が自宅以外のテレワーク勤務として活用できる場所を提供した。

実施事業の内容

1. 公益目的事業

事業概要の1. 福利厚生事業のうち、(公1)生活安定事業、(公2)健康維持増進事業、(公3)自己啓発・余暇活動事業、(公4)情報提供事業と、2. (公5)特定退職金共済事業、そして3. 勤労市民センター管理運営事業のうち公益目的利用市民団体へ会議室等を貸与する(公6)勤労市民センター公益目的貸与事業を公益目的事業として実施した。

(公1) 生活安定事業

(1)生活安定事業

① 物資割引購入事業

書店協同組合、飲食店等と提携し、会員証の提示により割引価格で商品購入が出来るほか、果物等良質な商品や地域に密着したふなばしセレクション認証品などの地元の特産品を低廉な価格であつ旋した。

② 融資あつ旋等事業

中央労働金庫船橋支店と提携し、以下の融資並びに利子補給を実施した。

ア. 生活資金融資

教育、り災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利な融資あつ旋事業を実施した。

イ. 育児休業期間及び家族介護休業期間生活安定資金融資あつ旋

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業勤労者に対し、生活資金として低利な融資あつ旋

事業を実施した。

ウ. 融資を受けている者に対する利子補給

上記ア、イの融資に対し「(年率) 1.0%」の利子補給を行った。

(2)労働時間短縮促進事業

千葉県社会保険労務士会船橋支部と提携し、労働時間短縮等の相談活動や啓発活動を行った。

① 労働相談の実施

会員事業所を対象として改善計画の作成等、社会保険労務士による相談を行った。 相談者数 48人

② 労働法に関する情報の提供

社会保険労務士による労働法に係る情報をFCSニュース(情報誌)に掲載し情報提供を行った。また、会員以外の方も参加可能な社労士セミナーを開催し、労働保険や社会保険の基礎知識に関する情報提供を行うと同時にFCSの周知を図った。

(公2)健康維持増進事業

(1)スポーツ施設等の割引あつ旋・利用助成事業

会員等の健康の維持増進を支援するため、割引提携を行っているスポーツ施設や健康施設などにおいて、一般より低廉な価格での利用や入場券のあつ旋を実施した。 利用人数 239人

(2)レクリエーション・健康事業

感染症予防の啓発を目的とし、卓上健康カレンダーを作成し会員事業所へ配布した。 作成数 500部

(3)健康診断等助成事業

会員の健康の保持を支援するため以下の助成を実施した。

① 人間ドック

人間ドック 助成額表		助成人数
10,000円以上20,000円未満	2,000円	2人
20,000円以上30,000円未満	3,000円	3人
30,000円以上50,000円未満	5,000円	159人
50,000円以上	8,000円	22人
	計	186人

② 定期健康診断及び生活習慣病予防健診を実施した事業所へ助成した。

・助成額 年1回 1人 800円

・助成人数 42事業所 1,073人

③ ストレスチェックを実施した事業所へ助成した。

・助成額 年1回 1人 300円

・助成人数 9事業所 781人

④ 肺炎球菌ワクチン接種へ助成（65歳以上を対象）した。

・助成額 年1回 1人 1,500円

・助成人数 1人

⑤ インフルエンザワクチン接種へ助成（65歳未満を対象）した。

・助成額 年1回 1人 500円

・助成人数 308人

(4)健康講座の開催等事業

健康オンラインセミナーを開催し、健やかに働き続けるために必要な心と体を維持するための方法を学ぶ場を提供した。

(5)情報・資料提供事業

会員及びその家族が、健康で充実した家庭生活を送れるよう、船橋市保健所等と連携して、健康の維持増進に関する情報や資料を提供した。

(公3) 自己啓発・余暇活動事業

(1) 割引提携事業

レジャー施設やホテル等と提携を結び、会員証の提示や割引利用券により、低廉な価格で利用できるなどの割引事業を実施した。

利用人数 1,615人

(2)施設利用助成事業

宿泊施設等の利用及び推奨旅行などを利用したとき利用料の一部を助成した。

① 契約宿泊施設、契約旅行会社代理店

1年を通じて、1泊につき会員2,500円、登録家族1,200円を最大4泊まで助成する。

また、農園リゾート THE FARM（日帰り利用可）と提携し、自然との触れ合いや屋外でのレジャー体験等、コロナ禍においても安心して過ごせる場を提供した。 助成人数 96人

② 推奨旅行

契約している旅行代理店の企画する旅行を推奨旅行として指定し、助成を行うものであったが、コロナ禍により中止とした。

(3)入場券あつ旋事業

会員及びその家族が低料金で観劇・スポーツ観戦、映画鑑賞、レジャー施設の利用などができるよう入場券等をあつ旋した。

また、昨年度に導入した法人会員制チケットサービス「ローチケ biz+ (ビズプラス)」により会員及び家族の利便性の向上を図った他、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターと提携し、会員証等の提示や割引利用券による全国のレジャー施設等の料金割引事業を実施した。

利用人数 2, 201人

(4)生涯学習等助成事業

自己啓発のための各種講座等の受講費用の一部助成事業を実施した。

(5)主な自主企画事業

①家族との充実した時間を確保するため映画鑑賞券を提供した。

参加人数 168人

②新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている会員事業所に対し、店舗等で利用可能なクーポン券(@500円)を会員向けに発行すると同時に会員事業所間の交流を図った。

参加店舗 21店舗 利用枚数 996枚

③コロナ禍において開催できなかった事業の代わりに船橋市にゆかりのある商品や千葉ロッテマリーンズオフィシャルグッズが当選する福袋企画を行った。

④農園リゾート THE FARM を利用した屋外イベント(さつまいも掘り)を行った際には、参加者にデジタルチケットを発行し会員の利便性向上に努めた。

(公4) 情報提供事業

(1)情報誌発行事業

○情報誌発行及び配布

各種事業の参加の促進を図るため、各種イベントや観劇チケット等の募集情報や会員事業所紹介等を掲載した情報誌(FCSニュース)を発行して会員に配布した。

・FCSニュース 6回(奇数月発行) 20,400部

○パンフレット発行及び配布

会員加入及び各種事業の利用促進を図るため、当法人の紹介、福利厚生制度の内容等を掲載したパンフレット等を発行し配布した。

(2)ホームページ及びLINE@運営事業

ホームページ及びLINE@によりFCSの情報を迅速に発信した。また、新たに導入した発券システムと連動しキャッシュレス決済を伴う申し込みを可能とした。コロナ禍において不要不急の外出を控えながらの利便性向上を図った。

(3)会員の加入促進

- ① 会員勧誘の事業所訪問、電話等でのご説明及びパンフレット等の送付
- ② 「船橋法人会会報」「船橋市歯科医師会会報」に広告を掲載
- ③ ふなばしポケットガイドに広告掲載（発行年）

(公5) 特定退職金共済事業

所得税法施行令第73条に基づく「特定退職金共済団体」として退職金共済事業を実施した。

(1)加入状況

加 入 状 況	
事業所数	94事業所
被共済者数	996人
加入口数	6,481口

(2)給付状況

退職金支給額	66,466,220円
退職金支給者数	166人
1人当たり平均支給額	400,399円

(公6) 勤労市民センター公益目的貸与事業

勤労者や市民等の知識や技能の向上、健康づくりや文化・教養活動に触れる機会を提供する等の目的で施設を貸与した。

指定管理者として利用者へのサービス向上を心掛けるとともに、自主事業として勤労者及び市民等に文化・教養活動の一環として「はじめての苔玉づくり（3日間56人）」を実施するなど、適切な管理運営と利用率の向上に努めた。

また、年間事業として予定していた「今どきのお買い物講座」、「はじめてのキックボクシングエクササイズ」の2講座が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止とした。

<施設利用状況> 開館日数308日

利用状況	午 前		午 後		夜 間		総合計 年間利 用率(%)
	利用件数	利 用 率 (%)	利用件数	利 用 率 (%)	利用件数	利 用 率 (%)	
特別会議室	123	39.9	145	47.1	45	14.6	33.9
小会議室	223	72.4	209	67.9	157	51.0	63.7
第一講習室	167	54.2	198	64.3	84	27.3	48.6
第二講習室	190	61.7	227	73.7	102	33.1	56.2
第一和室	98	31.8	94	30.5	39	12.7	25.0
第二和室	158	51.3	117	38.0	30	9.7	33.0
茶室	5	1.6	26	8.4	10	3.2	4.4
特別室	160	51.9	232	75.3	148	48.1	58.4
第一会議室	184	59.7	200	64.9	117	38.0	54.2
第二会議室	204	66.2	221	71.8	112	36.4	58.1
第三会議室	174	56.5	207	67.2	98	31.8	51.8
第四会議室	176	57.1	181	58.8	74	24.0	46.6
レクリエーシ ョンルーム	123	39.9	170	55.2	61	19.8	38.3
第一音楽室	122	39.6	120	39.0	80	26.0	34.8
第二音楽室	172	55.8	189	61.4	91	29.5	48.9
展示室	164	53.2	103	33.4	71	23.1	36.6
ホール	117	38.0	135	43.8	80	26.0	35.9
合計・平均	2,560	48.9	2,774	53.0	1,399	26.7	42.9

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、3密を避けるために定員削減等の利用制限を11月30日まで行った。会議室利用等のキャンセルはコロナを理由に利用日前日まで可能とした。

トレーニングルーム利用人数	7,937 人	1日平均利用人数	46.7 人
---------------	---------	----------	--------

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、室内の混雑を避けるため、利用は事前予約制（1日を午前の部、午後の部、夜間の部の三枠に区分して、一枠につき15人までの入場制限を実施）を11月30日まで行った。

（トレーニングルーム利用日数170日 ※令和3年4月23日～令和3年9月30日までトレーニングルームのみ利用停止）

<貸与別利用状況>

利用状況	公 益 貸 与				公 益 外 貸 与			
	団体数	割 合	人 数	割 合	団体数	割 合	人 数	割 合
会議室	1,976	29.4	26,997	18.8	4,087	60.7	58,882	41.1
展示室	127	1.9	1,669	1.2	211	3.1	3,999	2.8
ホール	21	0.3	3,940	2.7	311	4.6	47,919	33.4
合 計	2,124	31.6	32,606	22.7	4,609	68.4	110,800	77.3

2. 収益事業

(収1) 売店等貸与事業

事業概要の3. 勤労市民センター管理運営事業のうち、勤労市民センター利用者の利便性の向上を図ることを目的として、施設の一部を飲食系専門業者に貸与するとともに、災害救援ベンダーとしての機能を備えた飲料の自動販売機(6台)、利用者用コピー機(1台)を設置した。

収 益 別		
喫 茶 室	自動販売機	利用者用コピー機
380,221円	1,114,515円	80,420円

3. その他の事業

事業概要の1. 福利厚生事業のうち(他1)共済給付事業、3. 勤労市民センター管理運営事業のうち、(他2)公益目的外貸与事業を、その他の事業として実施した。

(他1) 共済給付事業

会員が不慮の事故又は人生の節目等に際し、相互扶助の精神で死亡弔慰金、疾病見舞金及び祝い金等の慶弔金を給付する。 給付額計3,065,000円

給付金の種類(実績)	給付件数
勤続祝金(10年・15年・20年・25年・30年)	137
結婚祝金	26
出産祝金	46
入学祝金(小・中学校)	120
成人祝金(会員本人・満20歳)	8
還暦祝金(会員本人・満60歳)	37
傷病見舞金	24
死亡弔慰金	71
計	469

(他2) 勤労市民センター公益目的外貸与事業

勤労市民センターの施設を公益目的以外の目的で使用する市内外の団体及び民間企業等に貸与した。

<附属明細書の作成について>

令和3年度事業報告書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、附属明細書は作成しない。